

▶泥だらけになりながら田植えを行う児童



みのりの秋になりますように!!

～清里小学校児童が田植えを体験～

6月28日、清里小学校児童が、梅田公民館横の水田で田植えを行いました。

これは、農家の協力を得て、食べ物の大切さやありがたさを学ぶことを目的として総合的な学習の時間の中で行われたものです。この日は、3年生～6年生までの子どもたちや保護者など約100人が参加し、2班に分かれて植え付けました。子どもたちは泥だらけになりながら、「田んぼは、ぬるぬるして気持ち良かったです。」「田植えは、初めてだったけれど楽しかったです。」「今から秋の収穫が楽しみです。」と嬉しそうに話してくれました。

美しい町を創っていきましょう!!

長洲町環境美化条例を制定

8月1日
から施行

道路や公園などに散乱する、空き缶、空き瓶、たばこのポイ捨てなどのごみや、放置されたままの家電製品や自転車などの粗大ごみは、町の景観を損なうだけでなく、自然環境にも影響しています。

また、空き地に繁茂した雑草、公共施設などの落書き、放置された犬のふんなども、付近の町民の方の生活環境に影響しています。皆さんが良好な環境の中で快適な生活を営めるよう、清潔で美しい町を目指すために「長洲町環境美化条例」を制定しました。

町、町民、事業者、土地又は建物などの所有者が協力し合って、美しい長洲町を創っていきましょう。この条例は、8月1日から施行します。

条例の目的

この条例の目的は、「ごみのポイ捨て防止、落書きの防止およびペットのふんの適切な処理並びに空き地等の適正な管理等について必要な事項を定めることにより、清掃思想の普及および地域の環境美化についての意識啓発を図り、もって町民の快適な生活環境の保全および清潔で美しいまちづくりの実現を目指す」としています。

条例では、町民の身近な環境問題について必要な事項を定め、それを守ることに

清潔で美しいまちづくりを目指しています。

なお、条例の目的の中で「清掃思想」とありますが、これは、「きれいにすることについて、人が持つ、まとまりのある見解」という意味で使っています。

責務と遵守事項

条例では、町、町民、事業者、所有者がそれぞれの立場に応じて、環境美化に取り組んでいただくための責務と遵守事項を「条例の骨子」とおり定めました。

これらの責務と遵守事項は、

決して難しいことではなく、少しの気遣いで守ることができます。一人ひとりが、このルールの中で責任ある行動をとっていきましょう。

条例の骨子は、次のとおりです。

条例の骨子

町の責務

この条例の目的を達成するために必要な施策を定め、これを実施するとともに、町民等、事業者および所有者等に対して必要な指導および協力の要請を行います。

町民等の責務

町民等は、自ら生じさせた空き缶等のごみ及び粗大ごみの適正な処理に努め、地域における環境美化活動に積極的に参加するとともに、町が実施する施策に協力しなければなりません。



町民等の遵守事項

- 1 公共施設等又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所でポイ捨てを行ってはなりません。
- 2 家庭外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器に収容しなければなりません。
- ※回収容器とは、空き缶等のごみを回収するための容器をいいます。
- 3 町内で落書きを行ってはなりません。
- 4 ペットと外出する場合は、ふんを持ち帰るための用具を携行し、ふんを排せつしたときは、これを持ち帰り適切に処理しなければなりません。
- 5 飼い主は、ペットが近隣町民に危害や迷惑をかけるような適切に管理しなければなりません。
- 6 歩行中の喫煙をしないように努めるとともに、たばこの吸い殻入れが設置されていない場所で喫煙する場合は、ポイ捨てすることなく携帯用吸い殻入れに収容するなどして、これを持ち帰り適切に処理しなければなりません。

事業者の責務

事業者は、その事業活動によって環境美化を阻害することのないよう、廃棄物について自らの責任と負担において必要な処置を講ずるとともに、町が実施する施策に協力しなければなりません。容器に入った飲食料品を自動販売機により販売する事業者は、販売場所およびその周辺にポイ捨てされないようにするため、その販売する場所に回収容器を設置し適正に維持管理しなければなりません。

所有者等の責務

所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地および建物の環境美化に努め、隣接する土地等の所有者等に迷惑をかけるないように管理するとともに、町が実施する施策に協力しなければなりません。

空き地等の管理

空き地等の所有者等は、繁茂する雑草、枯葉又はポイ捨てにより周辺の生活環境を損なうことのないよう、かつ、近隣町民に危害や迷惑を及ぼさないよう草刈等を行い、常に空き地等を適切に管理しなければなりません。

違反した場合は

上記の図「責務と遵守事項」の①から⑥までの事項に違反した場合は、次のような措置を執ることになります。

立ち入り調査・指導・勧告

まず身分証明書を携帯した職員による立ち入り調査を行い、事実関係の確認をします。

そして、調査の結果、条例に定められた責務および遵守事項などに違反をしている場合には、指導を行い、それに従わないときは町長から勧告を行います。

命令・公表

次に勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、期限までに勧告に従うよう命令することができ

ます。また、命令を受けた者が正当な理由がなく命令に従わないときは、氏名および内容を公表することができます。なお、上記の図⑥の事項に違反した場合は、勧告・命令・公表はありません。

喫煙者が自らの責任において、適切に処理しましょう。

違反行為への対応

条例に定められた責務および遵守事項などの違反

町職員による立ち入り調査と事実関係の確認
← 指導

法律による罰則規定

ごみのポイ捨てや落書きをした場合には、このような罰則があります。

ごみのポイ捨て

○軽犯罪法：ごみなどを捨てた者は、拘留又は1万円以下の科料

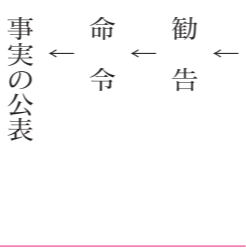
○廃棄物処理法：廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又は併科する

落書き

○軽犯罪法：落書きをした者は、拘留又は1万円以下の科料

○建造物損壊罪：最高裁判所が落書きを建造物損壊と認定した事例もあります。5年以下の懲役

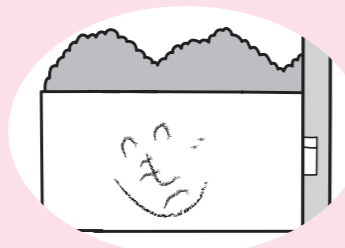
問い合わせ 住民環境課(内線 130131)



責務と遵守事項



①空き缶・空き瓶・ペットボトルなどのポイ捨てを行ってはけません。



②公共施設などに落書きをしてはいけません。



③犬・猫などと外出する場合は、ふんを適切に処理しなければなりません。



⑥喫煙者は、歩行中喫煙を行わないよう努め、携帯用吸い殻入れに収容しなければなりません。



⑤所有者などは、近隣住民に迷惑をかけないようにしなければなりません。



④事業者は、回収容器を設置しなければなりません。

長洲町情報公開制度

町では、広報紙などを通じて住民の皆さんに様々な情報をお知らせしています。情報公開制度とは、これらの情報に加え、住民の皆さんの請求に基づいて、町が保有する個人情報以外の情報を公開するものです。

この制度は、平成12年に制定された「長洲町情報公開条例」に基づいて運用されています。この制度の目的は、住民の皆さんと行政の情報共有を図り、より一層開かれた町政運営を目指していることというものです。

公開の請求ができる方

- この制度による情報公開の請求をすることができるのは、次の①から⑤に該当する個人及び法人などです。
- ① 町内に住所を有する個人
 - ② 町内に事務所を有する個人及び法人その他の団体
 - ③ 町内にある事務所又は事業所に勤務する個人
 - ④ 町内の小中学校に在学する個人
 - ⑤ ①から④に該当する以外で、実施機関(※1)が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

実施機関(※1)とは...

実施機関とは、情報の公開請求ができる町の機関のことで、具体的には、次の機関のことです。

①町長(公営企業「水道事業等」を含む)、②教育委員会、③選挙管理委員会、④監査委員、⑤農業委員会、⑥固定資産評価審査委員会

介護保険料が改定されました!!

介護保険法では、介護保険サービスの円滑な実施を確保するため、3年ごとに介護保険料を見直すことになっています。保険料は、介護保険事業計画で見込まれた今後3年間の介護保険サービスの供給量に対する費用額及び財政安定化基金からの借入金の償還額などを基に算出することになっています。今年度は、第3期介護保険事業計画に基づく保険料の見直しの年となり、町ではこれに基づき保険料の改定を行いました。新しい介護保険料は、次のとおりです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

介護保険料一覧表

所得段階区分	対象者	改定前	改定後
第1段階(旧第1段階)	世帯全員が町民税非課税で高齢福祉年金受給の方、または生活保護受給の方	19,800円	25,200円
第2段階(旧第2段階)	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が年額80万円以下の方	29,700円	25,200円
第3段階(旧第2段階)	世帯全員が町民税非課税で、上記の第2段階以外の方		37,800円
第4段階(旧第3段階)	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税の方がいる方	39,600円	50,400円
第5段階(旧第4段階)	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	49,500円	63,000円
第6段階(旧第5段階)	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	59,400円	75,600円

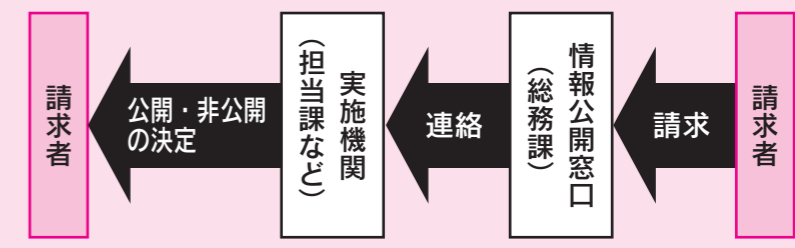
～激変緩和措置後の保険料～

改正内容	18年度	19年度	20年度
「第1所得段階」から「第4所得段階」になる方	33,200円	41,800円	50,400円
「第2所得段階」から「第4所得段階」になる方	33,200円	41,800円	
「第3所得段階」から「第4所得段階」になる方	41,800円	45,800円	63,000円
「第1所得段階」から「第5所得段階」になる方	37,800円	50,400円	
「第2所得段階」から「第5所得段階」になる方	37,800円	50,400円	
「第3所得段階」から「第5所得段階」になる方	45,800円	54,400円	
「第4所得段階」から「第5所得段階」になる方	54,400円	58,400円	

◆保険料の激変緩和について
税制改正により所得段階が上がる方の、急激な保険料負担の増加を避けるため、平成18年度・平成19年度の2カ年度は激変緩和措置として、「第4所得段階」・「第5所得段階」に該当する場合は、次のとおり軽減された保険料が適用されます。

◆問い合わせ 福祉保健介護課(内145・146)

【情報公開請求の流れ】



※公開の決定がされても、その請求内容に係る書類などが膨大な量に及ぶときは、公開までに時間がかかる場合があります。
※公開に係る費用
行政情報の閲覧は無料です。ただし、コピー(写し)の作成や郵送に要する費用は、請求される方に負担していただきます。

【公開の決定がされた場合】

請求者の請求内容の一部又は全部について公開の決定がされた場合、その情報を閲覧し、又は写しの交付を受けることができます。

【非公開の決定がされた場合】

請求者の請求内容が公開できないと決定された場合(非公開の理由は示されます。)、その情報の公開は行われません。非公開の決定に不服がある場合は、不服申し立てを行うことができます。その場合、実施機関が行った非公開の決定内容が正しかったかどうかを情報公開審査会(諮問機関)が審査し、その答申を受けて、実施機関が再度、公開・非公開の決定を行います。

地域包括支援センターをご存知ですか?

4月から、高齢者の保健・福祉・医療の面で必要な支援を行うために、地域包括支援センターが設置されました。同センターは、看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーで構成され、高齢者の相談・権利擁護・ケアマネージャーの支援・地域ネットワークづくり・介護予防マネジメントを行っています。皆さんがいつまでも住みなれた地域で健やかに生活していけるように、積極的に次のような活動を行っています。



◆介護予防ケアマネジメント
要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、町が行う介護予防事業を利用できます。

◆権利擁護
高齢者の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見、消費者被害などに対応します。

◆総合的相談窓口
高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療、生活に関することなど、なんでもご相談ください。

◆ネットワークによる支援
皆さんを支える地域のケアマネージャーの指導や支援のほか、高齢者の皆さんにとってより暮らしやすい地域にするため、他機関とネットワークづくりに力を入れます。

◆問い合わせ 地域包括支援センター ☎(78)3114



平成17年度の情報公開制度の運用状況

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

	請求日	請求者区分	実施機関	開示等決定日	開示・不開示の別	開示の方法
1	6月28日	法人	教育委員会	7月4日	全部開示	写しの交付
2	6月28日	法人	町長	6月30日	全部開示	写しの交付
3	11月25日	個人	町長	12月5日	一部開示	写しの交付
4	2月13日	法人	教育委員会	2月22日	全部開示	写しの交付

◆問い合わせ 総務課(内線211)

お知らせ

役場などの閉庁時間が変わりました

先の6月定例議会において、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案」が可決されたのに伴い、7月1日から、職員の勤務時間が午後5時30分までとなりました。

このため、職員が勤務する施設の閉庁時間も、これまでよりも15分延長となり、午後5時30分となります。

- 閉庁時間の変更となる施設
- 長洲町役場
- 長洲町保健センター（すこやか館）
- 長洲町浄化センター（水道

課（下水道課） 問い合わせ 総務課内線211 役場チャイム時間の 変更について

町内小・中学校の夏休み期間中、次のとおり役場チャイムの時間を変更します。

- 時間 午後5時を午後6時に変更
- 期間 7月21日(金)～8月31日(木)

問い合わせ 総務課内線212 今月は下水道受益者 負担金の納期です

～下水道受益者負担金第1期～
納期限は、7月31日(月)です。納期内に役場内の指定金融機関窓口または、最寄りの金融機関で納めてください。

なお、納付は、便利な口座振替をご利用ください。すでに口座振替日(7月31日)になっています。

今月の納税

～国民健康保険税第1期～

納期限は、7月31日(月)です。納期内に役場内の指定金融機関窓口または、最寄りの金融機関で納めてください。

なお、納税は、便利な口座振替をご利用ください。すでに口座振替日(7月31日)になっています。

- 問い合わせ 税務課(内線151～155)

～国民年金からのお知らせ～

～国民年金・厚生年金相談所～

相談員が年金に対する疑問・質問に丁寧にお答えします。お気軽にご相談ください。

- とき 7月28日(金) 午前10時～午後3時
- ところ 役場1階ロビー
- 相談員 社会保険事務局職員

国民年金保険料の免除申請はお早めに！

保険料は納めたいけれど、病気やけが・経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「国民年金保険料免除制度」があります。

7月から新たに4分の1免除(10,400円納付)・4分の3免除(3,470円納付)が創設されました。申請は、お早めをお願いします。

また、全額免除以外の人は、免除が認められても、減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、保険料の納め忘れにご注意ください。

●必要書類 年金手帳・印鑑
*失業などの理由による申請では、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しが必要となります。

- 問い合わせ 住民環境課(内線133～135)

国民健康保険・老人医療の入院時食事負担額減額について

国民健康保険加入の方及び老人医療受給者の方で、次に該当する場合は、入院した時の食事負担額、また老人医療受給者の方は、入院時一部負担金の減額を受けることができます。

- 国民健康保険加入の方：加入者全員が住民税(町県民税)非課税であること。
- 老人医療受給者の方：世帯の全員が住民税(町県民税)非課税であること。

これらに該当する方で、減額認定証が必要な方は、手続きをして減額認定証の交付を受けてください。入院する時に保険証と一緒に病院へ提示すると、減額を受けることができます。

○はじめて申請される方
減額認定に該当する方で、入院する予定がある方などは、次のとおり手続きをしてください。

- とき 減額認定証が必要になったとき(土・日・祝日を除く)午前8時30分～午後5時30分
- ところ 福祉保健介護課
- 必要なもの ①印鑑、②保

○入院した時の食事代(1食につき)

一般および一定以上の所得がある方(下記以外の人)	260円
●住民税非課税世帯の人	90日までの入院 210円
●低所得Ⅱ※1(70歳以上)	過去1年間で90日を越える入院 160円
●低所得Ⅰ※2(70歳以上)	100円

※1…世帯主及び世帯全員が住民税非課税の人
※2…世帯主及び世帯全員が住民税非課税で、かつ、各種所得などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

- 必要なもの ①印鑑、②保険証、③老人医療受給者証(老人医療受給者の方のみ)
- 認定証をお持ちの方
現在認定証をお持ちの方は、7月末で期限が切れますので、引き続き必要な方は次のとおり手続きをしてください。
- とき 7月18日(火)～7月31日(月)
- ところ 福祉保健介護課
- 必要なもの ①印鑑、②保険証、③老人医療受給者証(老人医療受給者の方のみ)、④過去1年間に入院したことがある場合は、その領収書
- 問い合わせ 福祉保健介護課(内線141・143)

募集など

平成18年度長洲町職員採用試験について

町では、職員の退職に伴う職員補充のため、例年、職員採用試験を実施し合格者を職員として採用しています。

平成19年度は、退職者(見込み)に対する新規職員の採用予定はありませんので、平成18年度長洲町職員採用試験はありません。

●問い合わせ 総務課(内線211)

統計調査員募集

10月1日を調査基準日とし

て、全国で事業所・企業統計調査が行われます。この調査は、町内すべての事業所(人が収入を得て働いている場所)を対象に名称や住所などの基本的な事項を調査するものです。

町では、次のとおり調査員を募集します。

- 調査活動時間 10月1日(日)の前後2週間程度
- 募集人員 11人
- 内容 調査対象の把握、名簿の作成、調査票の配布・収集など
- 応募資格 次の要件を全て満たす方 ①20歳以上の方
- ②秘密の保護に関し信頼がおける方 ③税務・警察・選挙に直接関係のない方

骨盤エクササイズ&ピラティススクール生募集

腰痛や肩こり、冷え性やムクミなどでお悩みの方は、一緒に自己調節できる体を手に入れてみませんか。

また、グループレッスンも行いますので、お気軽にお問い合わせください。

- とき ○月曜～金曜 午後7時～午後8時
- 土、日曜 午後1時～午後2時
- ところ ○月曜～金曜 町民研修センター

～水道事業運営審議会委員を募集!!～

町では、水道事業の運営に皆さんのご意見を反映させるため、次のとおり審議会委員を募集します。皆さんのご応募をお待ちしています。

- 審議内容 ①水道料金に関する事項 ②その他水道事業の運営上町長が必要と認める事項
- 任期 委嘱の日から2年間
- 募集人数 3人程度
- 会議予定 年3回程度(平日の開催で1回につき2時間程度)
- 報酬など(1回につき) 委員報酬 4,000円・費用弁償 500円
- 応募資格 次の全ての条件に該当する方です。 ①長洲町に在住する方 ②応募する日において満20歳以上の方 ③平日に開催される会議に出席可能な方 ④長洲町の水道事業について関心のある方
- 応募方法 「水道事業に関する意見や提言」をテーマとした作文と市販の履歴書に必要事項を記載して、水道課宛郵送もしくは持参してください。
- 締切日 8月4日(金)(当日消印有効)
- 選考方法 水道課で選考し、決定後通知します。
- 申し込み・問い合わせ 〒869-0112 長洲町大字姫ヶ浦2番地 長洲町役場水道課 ☎(78)0126

親子ふれあい陶芸教室

長洲ライオンズクラブと長洲町青少年育成町民会議の共催により、次のとおり陶芸教室を開催します。皆さんのご応募をお待ちしています。

- とき 8月6日(日)午前9時～正午
- ところ 長洲町中央公民館
- 講師 山口耕三先生(一先釜(蒸元))
- 募集人数 40人(町内在住の小学生とその保護者)
- 申込期限 8月4日(金)(ただし、定員になり次第締め切ります。)
- 内容 親子で作る皿又は湯のみ
- *作品は、同公民館に展示した後、お返しします。
- 参加費 子ども1,300円、大人1,500円(内ライオンズクラブより1人700円の補助有り)
- 服装 汚れてもいい服装、汚れを拭くタオルなど
- 申し込み・問い合わせ 長洲

第6回青少年将棋大会

玉名郡市将棋同好会では、子どもたちに日本の古き良き伝統文化である将棋に触れ、親しんでもらおうと、次のとおり第6回青少年将棋大会を開催します。

- とき 7月23日(日) 受付 午前9時～ 試合開始 午前10時
- ところ 玉名文化センター(3階和室)
- 参加資格 大牟田・荒尾・玉名郡市に住んでいる小学生1年生から中学3年生までの青少年
- 参加料 500円(弁当は、各自用意してください)
- 試合方法 小学生の部、中学生の部の2クラスとし、予選リーグを行った後、決勝トーナメントを実施
- 申し込み 当日会場で受け付けます
- 問い合わせ 玉名郡市将棋同好会事務局 石原☎(74)1675



8月 あこやがカレンダー



受：受付時間 対：対象者 場：場所

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			栄養教室「糖尿病予防のための食事」 9:30～13:00 場 すこやか館 申し込み 7月28日(金)まで 健康づくり講演会「高血圧とくすり・くすりの疑問」13:30～15:00 場 すこやか館	二種混合予防接種 受 14:00～15:00 対 小学6年生 場 すこやか館		
6	7	8	9	10	11	12
		母子健康手帳の交付 受 10:00～11:30 場 すこやか館 1歳6カ月児健診 受 13:30～14:00 対 H17.1～2月生 場 すこやか館				
13	14	15	16	17	18	19
					3カ月児健診・BCG 受 13:30～14:00 対 H18.4月生 場 すこやか館	
20	21	22	23	24	25	26
		母子健康手帳の交付 受 10:00～11:30 場 すこやか館 子育て相談 10:00～11:30 場 すこやか館		2カ月児広場 受 10:00～10:30 対 H18.6月生 場 すこやか館 三種混合予防接種 受 13:30～14:30 対 生後3カ月～ 場 すこやか館		
27	28	29	30	31		
				老人手帳交付 受 9:30～10:00 場 すこやか館 健康教室 10:00～11:00 場 すこやか館		

☆ 母子健康手帳の交付は、塩分測定を行いますのでみそ汁(200cc程度)をご持参ください。
 ☆ 乳幼児健診は、母子健康手帳をご持参ください。受診できない場合は、すこやか館までご連絡ください。
 ☆ 予防接種は、母子健康手帳をご持参ください。事前に「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
 ☆ 健康教室はどなたでも参加できます。薬剤師の先生による「くすり」の話、健康長寿に関する話などです。

《問い合わせ》 すこやか館 ☎(65)7515

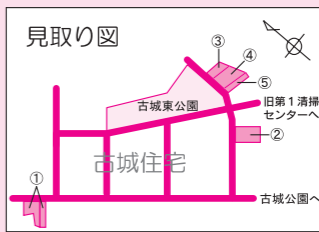
「マイバッグ・キャンペーン」標語を募集!!
 熊本県ごみゼロ推進県民会議では、ごみゼロ型社会(循環型社会)の構築を目指して、毎年10月に「マイバッグキャンペーン(買い物袋持参運動)」を行っています。
 このキャンペーンがより多くの皆さんに理解され、積極的に参加していただくために次のとおり標語を募集します。皆さんの応募をお待ちしています。
◆応募資格
 県内在住者及び県内在勤者
◆募集作品
 「買い物袋持参運動」または「簡易包装推進」に関する標語
 *作品は自作、未発表のものに限り、1人3点までとします。
◆応募方法
 はがきまたは電子メールに作品、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、学生の場合は学校名、学年)、電話番号を記載して、申し込んでください。
◆募集期限 8月18日(金)(当日の消印有効)
◆審査及び発表
 熊本県ごみゼロ推進県民会議にて審査のうえ、9月上旬

育児サークル「てんとうむしくらが」からのお知らせ
 8月いっぱい、夏休みとします。毎回の内容は計画しませんが、参加できる方は集まって、一緒に遊ばしましょう!毎週火曜日の午前10時30分からです。
◆問い合わせ
 すこやか館 ☎(65)7515

に発表予定です。
◆選定数及び賞品
 ①最優秀 1点 賞品(図書券5千円)
 ②優秀 2点 賞品(図書券2千円)
 *参加賞も用意しています。
◆その他
 ①選定作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
 ②選定作品は、マイバッグキャンペーンのポスター及び各種広報に使用する予定です。
◆申し込み・問い合わせ
 〒862-8570 熊本県ごみゼロ推進県民会議事務局(熊本県環境生活部廃棄物対策課内) ☎096-383-1111(内線7660) email:haikaisa ku@pref.kumamoto.lg.jp

町有地を購入しませんか?

町では、次の2通りの方法で町有地を売却します。
一般競争入札による町の有地の売却



物件番号	所在地	区分	地目	地積(m ²)	予定価格(円)
1	長洲町大字宮野1294-9	土地	雑種地	335	5,140,000
	長洲町大字宮野1294-10	土地	雑種地	154	
2	長洲町大字宮野1297-2	土地	雑種地	502	5,975,000
3	長洲町大字宮野1298-16	土地	雑種地	253	3,020,000
4	長洲町大字宮野1298-17	土地	雑種地	501	4,968,000
5	長洲町大字宮野1298-18	土地	雑種地	234	1,342,000

●入札参加者の資格
 ①個人及び法人
 *2人以上の連名(共有)による入札参加も可能です。
 ②未成年者及び地方自治施行令第167条の4に規定する者を除く
 ③自己の所有財産について、強制執行の措置を受けていない者及び租税その他公課について滞納がない者
 ④町有財産の事務に従事する職員を除く
 ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員である者を除く
●入札の参加方法
 財政課に備え付けの入札参加申込書(町のホームページにも掲載)に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。
●必要書類
 ○法人の場合
 ①資格証明書(法人登記簿謄本)、②納税証明書
 ○個人の場合
 ①身元証明書(本籍地の市区町村で発行)、②納税証明書
 ○外国人の場合
 ①登録証明書、②納税証明書

●売却地
 売却する土地については、購入希望者が購入を希望する道路残地や空地などについて、町が利用しないと決定した土地
●売却相手の資格など
 ①未成年者及び地方自治施行令第167条の4に規定する者を除く
 ②自己の所有財産について強制執行の措置を受けていない者及び租税その他公課について滞納がない者
 ③該当する土地に隣接する土地の所有者
◆申込期間
 7月18日(火)～8月18日(金)午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
 *道路残地などについては、随時受付を行います。
◆申込方法
 財政課備え付けの町有地売却申請書(町のホームページにも掲載)に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。
◆問い合わせ 財政課(内線221) <http://www.town.nagasu.lg.jp/>にも詳しい内容が載っています。

道路残地などの町有地の売却

健診は、受けられましたか?

今年度から夏期にも住民集団健康診査(ミニドック健診および各種がん検診)を実施します。健診を受けていない方は、ぜひこの機会に受診してください。
◆とき 8月28日(月)～8月29日(火)2日間
◆ところ すこやか館
◆内容 *年齢のとらえ方は、すべて平成19年3月31日現在となります。
●基本健康診査(診察・血液検査・心電図・検尿・体格・血圧)
 *希望される方は、前立腺がん検査(概ね55歳以上男性)、肝炎ウイルス検査(40～74歳で未受診の方が受診できます)。
●ミニドック健診(基本健康診査・肺がん・結核・大腸がん検診・腹部超音波検査のセット)
●各種単独がん検診(肺・胃・大腸・乳・子宮)
 *乳がん検診は、今年度より40歳以上の女性で偶数年齢の方を対象にマンモグラフィ検査を導入します。
●骨密度検診
●一部負担金
●基本健康診査 2,100円(70歳以上の方は、無料)
●肝炎ウイルス検診 700円(70歳以上の方は、無料)
●前立腺がん検査 1,600円
●ミニドック 4,000円(70歳以上の方も、有料です)
●肺がん検診(結核検診含む) 300円
●喀痰検査 700円
●胃がん検診 1,500円
●大腸がん検診 500円
●乳がん検診(40歳以上の偶数年齢の方：マンモグラフィ及び乳房超音波検査) 1,700円
●乳がん検診(40歳未満及び40歳以上の奇数年齢の方：乳房超音波検査) 1,200円
●子宮がん検診(20歳以上の偶数年齢) 1,100円
●骨密度検診(40・45・50・55・60・65・70歳の方、70歳の方は無料) 2,000円
 今年度から、健診後の説明の徹底および住民サービスの公平性のために、健診結果は説明会またはすこやか館でお渡しします。郵送を希望される方は、健診時に80円切手を持参してください。また、春期に健診を受けられて、結果を受け取られていない方は早めに取りに来てください。
◆申し込み・問い合わせ すこやか館 ☎(65)7515

みんなの広場

～長洲町夏まつり「のしこら祭 2006」協賛券のご購入お願い～

来る8月26日(土)金魚と鯉の郷広場で長洲町夏まつり「のしこら祭2006」を開催します。今年も昨年と同様に町内外の事業所、商店の方々の温かいご協力を頂き、夏まつり協賛券を販売することになりました。

ぜひ、町民の皆さんに協賛券を購入して頂き、祭りを大いに盛り上げて頂きますようご協力をお願いします。

◆**購入方法** 7月21日(金)～8月6日(日)までは、各行政区の駐在員(区長)さんから購入してください。

*8月7日(月)以降は、産業振興課内夏まつり実行委員会事務局で販売します。

◆**販売価格** 協賛券1枚200円

◆**特典** 協賛券1枚につき・・・

○町内の商店で5～20%の購入割引券

○荒尾・玉名地区の遊園地や娯楽施設への入場割引などの特典が付いています!!

*さらに、昨年に引き続き豪華景品が抽選で当たる「お楽しみ大抽選会」の抽選券引換券が付いています。

詳しい内容については、協賛券の裏面をご覧ください。

◆**問い合わせ** 産業振興課内夏まつり実行委員会事務局 (内線262・263)



もうすぐ
1歳

なおき
木村 直輝ちゃん (中 町)

パパ 智則さん ママ 浩美さん

とっても甘えん坊の直ちゃんは、お兄ちゃんと遊ぶのが大好きです。おもちゃの取り合いで喧嘩もするけど、いつまでも仲よし兄弟でいてね。直ちゃん的笑顔が大好きです。



今日の
題字

たくみ
中島 拓海くん 長洲小 3年 (大明神)

学校では、パソコンの授業が好きです。保育園の時から、水泳を頑張っています。早く平泳ぎで50m泳げるようになりたいです。

強い歯 で何でもかめる元気な子!
これからも、むし歯ゼロで過ごしましょう!

5月18日、3歳児健康診査をすこやか館で行いました。歯科検診の結果、むし歯がなかった「ながすっ子」を紹介します。



休日在宅医



月 日	在 宅 医	☎
7月17日(月)	淡河・黒田医院(駅 通)	78-6517
7月23日(日)	本 田 医 院(玉名市 岱明町)	57-0012
7月30日(日)	西山クリニック(清源寺)	78-7811

2006.7.15

No.830

発行/熊本県長洲町
編集/まちづくり課

〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766

☎0968 (78) 3111

URL <http://www.town.nagasu.lg.jp/>



森林資源をこの広報紙はエコマーク認定
大切に——の再生紙を使用しています。

10